

武蔵野市議会  
業務継続計画の手引き  
(議会 BCP)

令和6年5月13日

武蔵野市議会

武蔵野市議会は、議会基本条例第 20 条に基づき、大規模な災害が発生した非常時においても、議会機能を維持するため、議会業務継続計画（議会 BCP）を策定しました。その目的のため、議員は平時からこの手引きを携行し、災害時に備えるものとします。別紙「行動基準」もご参照ください。災害の種類は、「行動基準」で示した 3 種類です。

## 安否連絡先

武蔵野市議会事務局（直通）

0422-60-1882 60-1883

メールアドレス

[ofc-gikai@city.musashino.lg.jp](mailto:ofc-gikai@city.musashino.lg.jp)

FAX 0422-55-7555

（その他の方法：LINEWORKS 等）

## **初動期** (災害1・2の場合)

### 【1】発災直後の行動の優先順位

業務継続の第一歩は、職員と議員の安全確保と安否確認です。発災直後の行動の優先順位を示しました。議員・職員とも、訓練を通じて的確に行動できるよう努めます。

自身の安全確保・家族の安全確保



家族と周囲の安否確認



住居や周囲の被害状況の確認



避難誘導/被災者がある場合は救援活動



議会事務局に安否の報告



安定的な連絡方法の確保



市役所に参集/非常時優先業務等

## 【2】 命が最優先です。

自身・家族・周囲に被害がある場合は、状況に応じて避難誘導や救援活動を行います。

## 【3】 議会事務局に安否報告する。

自身・家族・周囲の安否確認が済んだら、議会事務局に安否報告を行います。発災時にどこにいるか、また時間帯によって、方法は異なりますが、可能な限り素早く報告します。

## 【4】 安定的な連絡方法を確保する。

電話・LINEWORKS等・メール・FAX・SNS等、安定的に連絡できる方法を最低1つ確保します。議員本人が被災した場合、誰が連絡窓口になるか（家族、周囲の方等）あらかじめ決めておきます。

## 【5】 市役所に参集します。

- (1) 正副議長、事務局は速やかに参集します。
- (2) 会派代表者と議員は、招集に応じ、参集します。

## **安否確認以降**

## 【6】 招集あるまで地域で活動します。

会派代表者と議員（正副議長以外）は、招集あるまでは状況に応じ、地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたります。

## 【7】情報は議会事務局で集約します。

地域の被災状況等は、LINEWORKS等を活用し、議会事務局で集約します。担当課と職員が業務に専念できるように、特に発災直後の混乱期において、議会と議員は十分に配慮します。

- 担当者に配慮する。(邪魔しない)
- 要望は、個別ではなく議会としてまとめて行う。
- 情報収集は不可欠。

議会・議員と市長等との関係は、平常時と非常時で大きく異なります。発災時において、実質的かつ主体的に対応するのは、防災安全部等執行部の担当職員であり、**議会が主体的な役割を果たすわけではない**からです。

特に発災直後の混乱期にあつて、担当職員が情報収集や応急対策等に奔走することが不可避であるため、担当職員がその業務に専念できるように**議会と議員が十分に配慮することが不可欠**です。

一方、議会と議員が役割を果たすためには、正確な情報収集が不可欠であることも事実です。

非常時に、**議会・議員と執行部は一見相反する状況**となりますが、平常時から協力・連携体制を整えておくことにより、非常時にあつても適切に情報共有し、それぞれの役割を果たすことが不可欠なのです。

情報が錯綜し人々に不安が広がる災害時には、不確かな情報や、事実関係が明らかでない情報などが拡散しないよう、SNS などの使用について厳に注意しなければなりません。

## 【8】 災害時代表者会議を開催します。

災害時代表者会議は、議会が災害時に機能を維持するため大きな役割を担います。この時期は、地域での救援活動や情報収集と同時に、招集にいつでも応じられるように備える過渡期にあたり、議員の秩序ある行動が求められます。

**正副議長**は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、(災害 1・2) 議場等の被災状況整備状況を把握します。

議会としての意思決定を行う事前協議の場として「災害時代表者会議」を速やかに開催するため、迅速な判断と決定を行います。

- 災害時代表者会議の開催時期・場所・方法決定。
- メンバーへの招集連絡。
- 共有すべき情報の整理。
- 議会日程変更の検討。等が想定されます。

**会派代表者**は、正副議長・議会事務局と連絡を取り、招集に応じられるよう備えます。



地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたります。会派ごとに情報収集や市民要望の聞き取りに努めます。

**議員**は、会派代表者・議会事務局と連絡を取り、招集に応じられるよう備えます。地域での救援活動に参加し、市役所が拾いきれない情報収集にあたります。会派ごとに情報収集や市民要望の聞き取りに努めます。

## 【9】情報を全体で取りまとめます。

災害時代表者会議が機能すべき時期です。

**正副議長**は、市対策本部に出席した局長からの情報を受け、議会全体での情報共有、連絡調整を継続します。(市→議会)

災害時代表者会議を開催します。(場の設定)

災害時代表者会議の内容を受け、各会派や全議員が収集した情報を集約します。(全議員→議会事務局・正副議長)

集約した情報をもとに、執行部に議会要望を伝えます。(正副議長・議会→市)

状況に応じ要望に対する市の回答を求めます。

(市→正副議長・議会)

それらのプロセスを議会全体で共有します。(正副議長→全議員)

**会派代表者**は、議員各自が収集した情報や市民要望を会派ごとに集約し、災害時代表者会議等を通じて、正副議長に提出します。

**議員**は、収集した情報や市民要望を会派ごとに集約し、災害時代表者会議等を通じて、正副議長に提出します。

## 【10】 補正予算案を審議します。

災害時代表者会議を通じて、災害対応が軌道に乗った後は、臨時議会等を開催して、補正予算審議を行います。専決処分を頻発することのないよう、先を見通した対応が求められます。

**正副議長（正副議運委員長）**は、臨時議会の開催や、日程変更等を含めた、議会日程の調整を行います。

**議員**は、情報収集や市民要望の聞き取りに努め、議会機能維持のため、秩序ある行動に努めます。

### 【災害 3 感染症の場合】

感染症の場合、「発災直後の安全確保と安否確認」という考え方はなじみません。

○感染症独自の点は以下の通りです。

- ・議員は自身の安全確保、家族の安否確認を行う。
- ・議員は自身の体温測定等体調管理に努め、発熱等があった場合は、すみやかに議会事務局に報告する。
- ・議会事務局との連絡体制、及び正副議長、議員間の連絡体制を確保する。
- ・参集不可となった場合、また自宅待機となった議員が出た場合に備え、正副議長はオンライン活用を行い、迅速な判断と決定を行う。

## 【11】 計画の運用と見直し

議会 BCP の内容を検証し、実効性を高めるため、議員と議会事務局職員を対象とした、研修会又は訓練を毎年 1 回行うものとします。テーマは「防災」「減災」「危機管理」等を適切に組み合わせるものとします。

議会運営委員会が 4 年に 1 度見直し、ブラッシュアップさせることとします。